

学校法人聖心女子学院寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人聖心女子学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区広尾4丁目3番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリストの精神に基づいて私立学校及び私立各種学校を設置し運営及び管理することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 聖心女子大学 大学院 人文社会科学研究科
現代教養学部 英語文化コミュニケーション学科、日本語日本文学科、史学科、人間関係学科、国際交流学科、哲学科、教育学科、心理学科
- 二 聖心女子学院高等科（高等学校） 全日制課程 普通科
- 三 聖心女子学院中等科（中学校）
- 四 聖心女子学院初等科（小学校）
- 五 小林聖心女子学院高等学校 全日制課程 普通科
- 六 小林聖心女子学院中学校
- 七 小林聖心女子学院小学校
- 八 不二聖心女子学院高等学校 全日制課程 普通科
- 九 不二聖心女子学院中学校
- 十 聖心インターナショナル・スクール（各種学校）

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 8 名ないし 10 名
- 二 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 聖心女子大学々長であり、理事選任機関において選任された者 1 名
- 二 この法人の設置する学校の校長のうちから理事選任機関において選任された者（第1号に掲げる者を除く。） 2 名
- 三 宗教法人聖心会の推薦する学識経験者のうちから理事選任機関において選任された者 3 名ないし 4 名

四 前各号に掲げる者のほか、理事選任機関において選任された者 2 名ないし 3 名

2 前項第1号及び第2号に掲げる理事は、その選任の条件となっている地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事長、宗教法人聖心会代表役員、評議員会議長、学外有識者 2 名とする。

2 前項の学外有識者は、評議員会の決議によって選任する。

3 理事選任機関の構成員のうち、学外有識者の任期は、4 年とする。

4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第四項に規定する者をいう。以下この項及び十九条第一項第六号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の選任)

第9条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の資格)

第10条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した役員の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、第5条1項に定める人数下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事又は監事が選任されるまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の補充)

第12条 理事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

2 監事のうち、その定数の2分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事については、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって、監事については、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行う議決によって、これを解任することができる。

一職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二役員としてふさわしくない非行があったとき

三心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に

違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

5 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

四 私立学校法第31条第1項第2号又は第3号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第14条 理事は、監事の選任に関する議案の評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任の評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案の評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(理事長の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事（理事長を除く。）のうち1名を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

3 理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち1名を業務執行理事とすることができる。業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とす

る。

4 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

5 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(理事の代表権の制限)

第17条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第18条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第19条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること

二 この法人の財産の状況を監査すること

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること

五 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること

ができる。

(常勤監事の選定及び解職)

第20条 監事のうち1名を常勤監事とすることができる。常勤監事の選定及び解職は、監事の過半数の合意をもって行う。

(調査権限等)

第21条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事会)

第22条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事長は、他の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集を行わなければならない。

6 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事が理事会を招集することができる。

10 第19条第2項、第22条第4項及び、第5項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

11 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、当該理事を除く理事の過半数の理事の出席を要件とする。

12 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示

した者は、出席者とみなす。

13 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決する。

14 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（業務の決定の委任）

第23条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第24条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第25条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、12名ないし14名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の10分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内の日を開催日とする評議員会を招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項

三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

四 私立学校法施行規則で定める事項

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。

- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、当該評議員を除く評議員の過半数の評議員の出席を要件とする。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決する。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(開催)

第26条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(評議員による招集)

- 第27条 第25条第4項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、第25条第5項に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。
 - 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

- 第28条 第19条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第25条第5項に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。
- 2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(議事録)

第29条 第24条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(役員の出席等)

第30条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(諮問事項等)

第31条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算及び事業計画の作成又は変更

二 事業に関する中期的な計画の作成又は変更

三 多額の借財及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分又は重要な資産の譲受け

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更

五 剰余金の処分に関する事項

六 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

七 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

八 寄附金品の募集に関する事項

九 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

一 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までにに関する寄附行為の変更

二 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

三 合併

(評議員会の意見具申等)

第32条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(理事の行為の差止めの求め)

第33条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第19条第3項の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅

滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第34条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

（評議員の選任）

第35条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 宗教法人聖心会代表役員であり、評議員選任委員会において選任された者 1 名
 - 二 この法人の設置する学校の校長のうちから評議員選任委員会において選任された者 2 名
 - 三 この法人の教職員のうちから評議員選任委員会において選任された者 2 名
 - 四 この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 年以上の者のうちから評議員選任委員会において選任された者 2 名
 - 五 宗教法人聖心会により推薦された者のうちから評議員選任委員会において選任された者 3 名ないし 4 名
 - 六 前各号に掲げる者以外の学識経験者のうちから評議員選任委員会において選任された者 2 名ないし 3 名
- 2 前項第 1 号から第 3 号に掲げる評議員は、その選任の条件となっている地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員選任委員会は、理事選任機関を構成する者により構成する。
- 4 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任に関し必要な事項は、評議員選任規程において定める。

（評議員の資格）

第36条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（任期）

第37条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した役員の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第38条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員選考委員会の決議により、

これを解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 評議員としてふさわしくない非行があったとき

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

3 評議員は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第5章 会計監査人

(会計監査人の設置及び選任)

第39条 この法人に会計監査人1名を置く。

2 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第41条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第42条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第43条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

- 第44条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
 - 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第6章 資産及び会計

(資産)

第45条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第46条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、

財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第47条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(運用財産の処分の制限)

第48条 運用財産のうち不動産及び積立金の処分は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(積立金の保管)

第49条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第50条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第51条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第52条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄等)

第53条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしよ

うとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び不動産の買受に関する事項についても、同様とする。

（事業報告及び決算）

第54条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第五号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 計算書類
- 四 計算書類の附属明細書
- 五 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第五号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第55条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第56条第二号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第一項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

（情報の公表）

第56条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき
これらの書類の内容

(役員等の報酬)

第57条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任限定契約等)

第58条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、ゼロ円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第九十二条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

2. 私立学校法第92条に基づく、役員または会計監査人の責任の一部免除については、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を要する。ただし、免除できる金額は法令で定めた最低責任限度額を超える部分に限る。

(資産総額の変更登記)

第59条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第60条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第61条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合

三 合併

四 破産手続開始の決定

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号及び、第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第62条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続の開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第63条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第64条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

（公告の方法）

第65条 この法人の公告は、この法人のホームページ又は事務所の掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第66条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の運営及び管理に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

理事長 メレー・シェルドン

事業理事 ゲルトルート・シッケル

理事 エリザベス・ブリット

理事 吉川 茂仁香

理事 岩下 亀代

監事 ヘレナ・グテレス

監事 林 博

2 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

（聖心女子大学文学部外国語外国文学科の存続に関する経過措置）

聖心女子大学文学部外国語外国文学科は、改正後の寄附行為第4条規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまで、存続するものとする。

3 この寄附行為の施行の際現にこの法人の理事長である者は、改正後の寄附行為第6条の規定により選任されたものとみなす。

4 この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

5 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成30年11月13日)から施行する。

6 この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

（聖心女子大学文学部及び各学科の存続に関する経過措置）

聖心女子大学文学部 英語英文学科、日本語日本文学科、歴史社会学科、史学科、人間関係学科、国際交流学科、哲学科、教育学科、心理学科は、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず平成31年3月31日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

7 この寄附行為は、理事会承認の日（令和元年5月21日）から施行する。

8 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和元年9月4日)から施行する。

9 この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

10 この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

（聖心女子大学大学院研究科の存続に関する経過措置）

聖心女子大学大学院、文学研究科は、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず令和5年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

11 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和6年9月3日)から施行する。

12 令和7年2月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条（理事選任機関）及び第35条第3項（評議員選任委員会の構成）の規定は令和7年3月1日から施行する。また、会計監査人に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

13 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

14 施行の際、現に在任する役員及び評議員の任期については、令和7年度の定時評議員会終結の時までに短縮する

15 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和7年6月3日）から施行する。

(昭和32年1月3日変更)
(昭和38年3月25日変更)
(昭和41年2月15日変更)
(昭和42年1月 変更)
(昭和43年9月 変更)
(昭和46年2月18日変更)
(昭和47年1月10日変更)
(昭和48年6月19日変更)
(昭和49年9月9日変更)
(昭和51年6月12日変更)
(昭和51年7月28日変更)
(昭和51年9月13日変更)
(昭和51年10月16日変更)
(平成3年4月1日変更)
(平成17年5月24日変更)
(平成19年4月1日変更)
(平成26年4月1日変更)
(平成30年11月13日変更)
(平成31年4月1日変更)
(令和元年5月21日変更)
(令和元年9月4日変更)
(令和2年4月1日変更)
(令和5年4月1日変更)
(令和6年9月3日変更)
(令和7年4月1日変更)
(令和7年6月3日変更)